

第 1 7 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 6 年 1 1 月 1 1 日

第 1 7 回農業委員会（総会）

令和 6 年 1 1 月 1 1 日
午 後 1 時 3 0 分 から
市 役 所 行 政 委 員 会 室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 2 8 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について（報告）… 1 件
- 第 3 報告第 2 9 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について（報告）… 3 件
- 第 4 報告第 3 0 号
農地法第 1 8 条第 6 項の規定による賃借権の解約通知について（報告）… 2 件
- 第 5 議第 4 4 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… 5 件
- 第 6 議第 4 5 号
農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… 1 件
- 第 7 議第 4 6 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… 5 件
- 第 8 議第 4 7 号
農用地利用集積計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… 1 件
- 第 9 議第 4 8 号
農用地利用集積計画（案）の決定について
提案説明、案件に対する質疑、採決… 1 件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	3 番	杉江 善博	4 番	角井 廣司
5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫	7 番	今井 修
8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣	10 番	田中 廣之
11 番	中島 健一	13 番	奥村 次一		

・会議に欠席した委員

2 番	我孫子 利和	12 番	木下 弥生	14 番	堀 裕子
-----	--------	------	-------	------	------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	平井 重己	8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春
10 番	一浦 秀樹				

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
主査	湯村 亮太				

農林水産課

課長	山田 高裕	主事	三橋 優美
----	-------	----	-------

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第17回草津市農業委員会総会を開催します。感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

そして、会議途中に、体調がすぐれず発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

本日、2番 我孫子利和委員、12番 木下弥生委員、14番 堀裕子委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中11名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。

それでは、田中会長よろしく願いいたします。

会長 本日総会にご出席いただきましてみなさまありがとうございます。先週は寒い日が続いていたのですが、本日もそうですが、最近はまた暖かい日が続いております。夜はまた冷え込むとのことですので、みなさま体調にはお気をつけください。

会長 ただいまから、第17回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしました通りであります。

議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますようお願いいたします。

会長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号5番 中島春樹委員、議席番号11番 中島健一委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第28号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第28号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

 この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

 今月の届出は、1件です。議案書は、2ページです。

 番号1番は、青地町に住所を有する届出人が埋蔵文化財の発掘調査のため、本人が所有する青地町地先の田4筆計3,274㎡を一時転用されようとするものです。

 当該地におきましては、今後工場の建設を計画されておりますが、本転用の申請に先立ち、文化財調査が行われるものです。期間は、受理日から約2か月を予定されています。

 隣接地は、田・宅地・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

 なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は9月27日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

 発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

 (質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第28号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第29号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第29号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、矢倉一丁目に住所を有する譲受人が、現通行路の追認を目的とし、譲渡人が所有する矢倉一丁目地先の登記地目田、現況雑種地1筆3.3㎡を贈与にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人との関係は、隣人です。譲渡人は引っ越しされる予定であり、所有地の整理行う際、当該地を譲受人に贈与することで、話がまとまったため、届出がなされました。

届出地は、60年以上前から先代が、農地法の手続きの失念により、既に通行路として利用されており、経過書を添付の上、申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はありません。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

番号2番は、栗東市に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が露天資材置場として、譲渡人が所有する、西矢倉3丁目地先の田2筆計1,279㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

雨水排水は、敷地西側に向けて勾配をつけ、西側にU字溝を新設し、西側水路に放流されます。

盛土等を行わず、地ならしされる程度です。

隣接地は、宅地および田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号3番は、栗東市に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が分譲宅地として、譲渡人が所有する、西矢倉三丁目地先の登記地目田、現況畑1筆363㎡を、売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界は、コンクリートブロックを設置され、東側の道路高に合わせるよう、約20cm程度の盛土を行われます。なお申請地は、一部農業用倉庫として利用されておりますが、平成13年頃、譲渡人の父が農地法の手続きの失念により、届出がなされていなかったことから、経過書を添付の上申請がなされております。

雨水排水は、東側に会所柵を設け、東側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・宅地・道路であり、事務局で現場を確認し、隣接農地への被害防除は図られているものと判断しております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第

6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番と2番は10月22日付、番号3番が10月30日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第29号を終わります。

会長

次に、日程第4報告第30号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番と2番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第30号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

今月の通知は、2件です。議案書は4ページです。

番号1番は、北山田町に住所を有する賃借人は、賃貸人が所有する南山田町地先の田3筆、御倉町地先の田1筆計4筆9,585㎡に対して、農用地利用集積計画に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、合意解約がなされました。

両者は、農地中間管理機構を通じ、これまで農地の貸借を行われてきましたが、農地利用配分計画のため、合意解約されたものです。今後は、農地利用配分計画に基づき、新たな賃借人と契約される予定です。

番号2番は、上笠町に住所を有する賃借人は、賃貸人が所有する上笠町地先の田1筆1,079㎡に対して、農地法第3条に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、今回、合意解約がなされました。

今後は、農地利用配分計画に基づき、新たな耕作者と契約される予定です。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

6 番 報告第 30 号の 1 番の案件の地図ですが、事務局からの説明では 4 筆とい
中瀬 うことでしたが、地図上では 3 筆しかないように思うのですが、これでよろ
 しいのでしょうか。

事務局 南山田町の●●●●番と●●●●番が続き番号で、色を付けますと 1 筆の
 ように見えてしまいますが、2 筆ございます。

6 番 分かりました。ありがとうございます。
中瀬

会長 その他発言はありませんか。

8 番 新たに耕作をする人がいなくても、先に解約の手続きを進めるということ
田中 でいいのでしょうか。

事務局 もちろん、次の新規の耕作者さんが決まったから解約をする場合もありま
 すが、決まらないまま耕作者さんの都合で解約されることもあり得ることだ
 と思います。次の耕作者さんが見つかった場合でも、農地が一旦自作に戻っ
 ているかの確認はいたしますので、まずは解約の手続きが先行するというこ
 とでございます。解約をされる際には、今後どうされるのかという聞き取り
 はしております。

会長 その他発言はありませんか

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第 30 号を終わります。

会長 次に、日程第 5 議第 44 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、
 許可をすることについて」番号 1 番から 5 番までの案件を議題とし事務局か
 ら議案の朗読と説明を願います。

事務局 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について説明します。
 この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、5件です。議案書は、5ページから6ページです。

番号1番は、矢橋町に住所を有する譲受人が、譲渡人の所有する矢橋町地先の田1筆957㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、野村四丁目に住所を有し、高齢で移動および耕作することもままならず、隣接地に農地を所有されている譲受人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号2番は、木川町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する矢橋町地先の田2筆計841㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農業経営の規模拡大のため、農地を探していたところ、離農しようとする譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号3番は、川原一丁目に住所を有する譲受人が、譲渡人2名がそれぞれ、持ち分2分の1ずつ所有する、川原町地先の田1筆1,230㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農業経営の規模拡大のため、自身所有農地の近隣で農地を探していたところ、隣接農地を所有する譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号4番は、大路一丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、片岡町地先の田1筆ならびに下寺町地先の田1筆計3,894㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、現在、所有農地はございませんが、親戚の所有する下寺町地先の農地を耕作されており、自身で農地を所有し正規に農業経営を行うため農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、片岡町地先の田については水稻を栽培され、下寺町地先の登記地目田の農地については、現在大豆が栽培されておりますが、隣接農地にあわせ水稻を栽培される予定です

番号5番は、大路一丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下寺町地先の畑1筆200㎡を売買にて取得されようとするものです。

番号4番でも説明いたしましたように、譲受人は、現在、所有農地はござ

いませんが、親戚の所有する下寺町地先の農地を耕作されており、自身で農地を所有し、正規に農業経営を行うため農地を探していたところ、相続にて農地を取得したものの、耕作ができない状態にある譲渡人と話がまとまり今回申請をなされたものです。

栽培作目は、果樹を栽培される予定です。

なお、番号1番から5番の農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、番号1番から3番の現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

また、番号4番、5番におかれましても、現在親戚が所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、農地取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、1番においては、お住まいの地域であり問題ございません。2番から5番においても、地域の生産組合から同意をいただいているため、問題ございません。

以上のことから、番号1番から5番の各案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請5件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番と2番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番
角井

番号1番の案件につきましては、譲受人の方と譲渡人は親戚関係でございます。田も隣接する位置にありまして、以前から譲受人の方に耕作をしてもらっていたということでございます。

2番の案件につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。造成地と宅地に囲まれた農地でございます。1番2番共に問題はございません。よろしくお願いいたします。

会長

番号3番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員をお願いします。

7 番 10月17日現地確認をいたしました。3番の案件につきましては、譲受
今井 人の方がすでに所有されている農地の隣接地でございます。水稻の効率化を
図ることを前提とした申請であると判断されましたので署名いたしました。
特に問題はございません。よろしくお願いいたします。

会長 番号4番と5番の案件につきましては、議席番号9番 私、田中治嗣が説
明します。

9 番 4番の案件です。譲受人の方がずっと耕作をしておられます。耕作を一生
田中 懸命されているのをよく見かけます。譲渡人の方とは親子関係でございます。
5番の案件です。大豆を作付けされておられます。その後は水稻を作付け
されると聞いております。この先も農業をされていくということであります。
問題ございません。4番5番ともに片岡推進委員さんと現地確認を行いました。

会長 これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方
は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよ
うお願いします。

8 番 5番の案件についてです。事務局からの説明では果樹を栽培されるとのこ
田中 とでしたが、水稻でよろしかったでしょうか

9 番 申し訳ありません。水稻ではなく果樹を栽培される予定です。経過につき
田中 ましては、定期的に確認をしていきたいと思っております。失礼いたしまし
た。訂正いたします。

会長 その他、御意見・御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第44号「農地法第3条第1項の規定
による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの
案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第44号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第45号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第45号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、7ページです。

番号1番は、下笠町に住所を有する申請人が、自宅の庭、物置として下笠町地先の登記地目畑、現況宅地2筆計8.71㎡を転用されようとするものです。

申請地は、申請者の兄が自宅裏の菜園として耕作をされていましたが、令和2年に兄が亡くなり、申請人が引き継いだものの、菜園として管理することが困難であったことから、農地法の手続きを失念したまま砂利を敷き、宅地の一部化させてしまったことから、顛末書を添付のうえ、今回本申請をなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はありません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から500m以内に、市立山田小学校、および松原中学校があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上1件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号

8 番 田中実委員お願いします。

8 番 面積が 8.7 1 m²ということで、家の裏で畑をされていたのですが、お兄さんが亡くなられて妹さんが後を継がれたのですが、畑を継続していくことが出来ないということで今回申請をされました。面積も少ないですし、顛末案件ということで署名いたしました。問題ございません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のる方は挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第 4 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第 4 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号 1 番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第 7 議第 4 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番から 5 番までの案件を議題とし、事務局より議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第 4 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、5 件でございます。議案書は、8 ページ、9 ページです。

番号 1 番は、守山市に事務所を有し、不動産業および建設業を営む法人こ

と、譲受人が露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する矢橋町地先の田 3 筆計 2,632 m²を賃貸借にて転用されようとするものです。

譲受人は、市内を中心に、守山市、大津市で事業を展開され、宅地分譲、注文住宅の建築を行っておられます。今回、市内での事業拡大に伴い、資材置場の確保が必要になり、近隣市へのアクセスのよい当該申請地を適地と判断し、所有者と売買交渉をしていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界は、L 型擁壁を新たに設置し、西側出入口の道路高に合わせ、130 cm 前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、敷地勾配を隣接する西側の市道に向けて付け、申請地内に会所枿を設け、西側水路を通じて放流されます。

隣接地は、畑・宅地・雑種地および市道であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の白地であり、申請地から 500 m 以内に、老上西小学校および老上西まちづくりセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第 3 種農地と判断されます。

また、第 3 種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第 5 条第 2 項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号 2 番は、笠山六丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する矢橋町地先の田 1 筆計 969 m²を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該申請地は、近接地にあります総合病院や、看護専門学校の関係者の車の駐車場として利用する計画となっております。現在、近接地に約 1,300 台程度の駐車場を確保されておりますが、未だ関係者用の駐車スペースが不足していることから、その確保にむけて、土地交渉されてきたところ、今回、話がまとまったため、本申請をなされました。

隣地との境界は、コンクリートブロックを設置し、西側乗り入れ口に合わせ、30 cm 前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、浸透式で対応されます。

隣接地は、雑種地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、栗東市に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、露天資材置場および通路を目的として、譲渡人が所有する矢橋町地先の田3筆計1,865㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、県内一円で土木、建設業を行う事業者であり、事業拡大により現在使用中の資材置き場が手狭になってきたため、今回申請地を適地として申請をされたものであります。

車両の出入口部分を除く、隣地との境界について、コンクリートブロックおよびL型擁壁の設置を行い、また、車両の出入りを行う道路高に合わせ、50cm程度の盛り土を行います。

雨水排水は、北側および南側に側溝を新設し、雨水桝より、市道側溝に放流される計画となっています。

隣接地は、宅地・雑種地、道路および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番は、大路一丁目に事務所を有し、不動産業および農産物生産販売を営む法人こと、譲受人が、駐車場および農機具置場を目的として、譲渡人が所有する下寺町地先の登記地目田、現況畑1筆150㎡について売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、50年以上前から農機具置場として利用されており、老朽化に伴い、今年倉庫や機材を解体処分されましたが、今後も法人として農産物の生産・販売事業を展開するにあたり、移動車両や農機具置場が必要であることから、本申請をなされました。

雨水排水は、浸透式で対応され、盛土等はなく、地ならしされる程度です。

隣接地は、道路および水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号5番は、栗東市に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する上寺町地先の田1筆599㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、県内一円で土木、建設業を行う事業者であり、事業拡大により現在使用中の資材置き場が手狭になってきたため、今回申請地を適地として申請をされたものであります。

敷地西側の車両の出入り部を除く、隣地との境界には、L型擁壁の設置を行いまた、車両の出入りを行う道路高に合わせ、80cm程度の盛り土を行います。

雨水排水は、東側に向けて勾配を付け、東側に新設する雨水枥を通して、既設の東側水路に放流される計画となっています。

隣接地は、田・畑・宅地・市道であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当し

ないことから許可相当と考えます。

以上5件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番から3番までの案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番
角井

番号1番の案件です。譲渡人は、勤務地が遠方のため田を維持管理していくことが難しいということで、今回話がまとまり申請が出されました。

番号2番の案件です。譲渡人の方は、年齢的に田をしていくことが出来ないとのことです。周囲には田畑はなく、排水等も問題ありません。

番号3番の案件です。譲渡人は体力的に維持、管理することが出来なくなり売却をすることに至ったとのことであります。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。以上です。

会長

4番の案件につきましては、議席番号9番 私、田中治嗣が説明いたします。

9番
田中

面積は150㎡です。トラクターを置く駐車場にしたいということであります。周りに水路がありますが、生産組合長さんにも確認をしていただいております。周囲は道路になっておりますので、隣地承諾等もなく問題はございません。

会長

5番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員をお願いします。

10番
田中

雨水排水の件で、図面等も確認しました際に少し不都合な箇所がありましたので指摘させていただきました。さきほどの事務局からの説明がありましたが、指摘箇所は変更をしていただいています。その他は問題ございません。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第４６号「農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号１番から５番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第４６号農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号１番から５番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第８議第４７号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号３番 杉江善博委員、議席番号９番 私、田中治嗣、議席番号１０番 田中廣之委員の各委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条に基づき、「議事参与制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。関係事案終了後、入室していただきます。議席番号３番 杉江善博委員、議席番号９番 私、田中治嗣、議席番号１０番 田中廣之委員の各委員は退席を願います。

(各委員 退席)

事務局長 総会の議長である議席番号９番 田中治嗣委員は、「議事参与の制限」ため退席いただきました。

ここからは、草津市農業委員会規程第２条第３項の規定により、副会長の議席番号８番 田中実委員が職務を代理いただきます。

副会長 それでは、議第４７号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

まず、制度の移行期間でありますことから、議題４７号と議題４８号の違いを簡潔に説明した上で、議第４７号について説明ください。

農林水産課 農地の貸し借りの設定のことでございます。議第４７号と議第４８号がご

ざいまして、議第４７号に関しましては、農地中間管理機構を通じた貸し借りでございます。議第４８号につきましては、所有者と耕作者の相対での貸し借りとなります。

それでは、議第４７号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１９条３項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

１ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で２１９筆、計３８５,２８４㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。内訳といたしましては、田が２１７筆で面積は３２,０３５㎡、畑が２筆で面積は３９６㎡でございます。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は１,５９２筆、面積は２,５６２,６７８.３４㎡となっております。内訳といたしましては、田が１,５４５筆で、２,５３０,０６０.３４㎡、畑が４７筆で、３２,６１８㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものととなります。３年未満が０筆、３年以上６年未満が１６筆、６年以上９年未満が０筆、９年以上１２年未満が２０３筆、計２１９筆です。農地の詳細につきましては２ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和６年１２月２７日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

副会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

（質問・意見なし）

副会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第４７号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

副会長 挙手全員であります。

よって、議第４７号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

副会長 審議が終了しましたので

議席番号３番 杉江善博委員、議席番号９番 田中治嗣員、議席番号１０番 田中廣之委員の入場を認めます。

(委員 入場)

事務局長 スムーズな議事運営に、ご協力いただきありがとうございました。
それでは、議事進行を田中会長に戻します。

会長 次に、日程第９議第４８号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 議題４８号の説明に入る前に、議第４７号と４８号についてご説明申し上げます。

議題４７号の「農用地利用集積等促進計画」は農地中間管理機構を介した貸借、議題２１号の「農用地利用集積計画」は、所有者と耕作者の二者間での貸借になります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和５年４月１日に施行され、農用地利用集積計画に基づく２者間による利用権設定は廃止され、令和７年４月以降できなくなります。令和７年３月３１日までは、経過措置として、利用権設定の新規及び更新の契約が可能です。

では、議第４８号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明申し上げます。

こちらは、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項に基づき、農業委員会の意見を求めるものです。

１ページ目は今回の農用地利用集積計画による面積の集計でございます。左上をご覧くださいまして、今回は全体で１６１筆、計２６４,７５４㎡の農地に利用集積計画の申請がありました。内訳といたしましては、田が１６１筆で、面積は２６４,７５４㎡、今回畑はございません。

続きまして、右の表に移って下さい。設定後の累計数値となります。全体

の合計筆数は2,318筆、面積は3,543,266.15㎡となっております。

内訳といたしましては、田が2,179筆で面積は3,432,877.98㎡、畑が128筆で面積は107,078.46㎡。その他が11筆で面積は3,309.71㎡です。

また、右端の表ですが、令和6年5月1日付け利用権設定予定の筆数を設定期間別に集計したものとなります。3年未満が2筆、3年以上6年未満が0筆、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が43筆、12年以上が16筆、計161筆です。

個々の設定につきましては2ページ以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和6年11月29日公告、農用地利用集積計画（案）の内容についての説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

（質問・意見なし）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

う採決に入ります。ただいま議題となっております議第48号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長

挙手全員であります。

よって、議第48号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時35分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年11月11日

会 長 田中 治嗣

署名委員 中島 春樹

署名委員 中島 健一